

太陽光発電からの電力受給に関する
契約要綱に係る付帯要綱Ⅱ
(W A O Nプラン)

中国電力株式会社

1 適用条件

この「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅱ（WAONプラン）」（以下、「付帯要綱」といいます。）は、次のいずれにも該当し、4（付帯要綱にもとづく契約の申込み）で定義する付帯契約が成立した発電者に適用いたします。

- （1）当社と、「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」（以下、「原要綱」といいます。）にもとづく受給契約（以下、「原受給契約」といいます。）を締結し、その原受給契約が再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間を満了していること。
- （2）当社が、原要綱にもとづき、低圧で受電する電気であること。
- （3）原受給契約の対象発電設備が太陽光発電設備であること。
- （4）太陽光発電設備が、その発電された電気を発電場所と同一の需要場所において自ら使用することを目的として設置されていること。
- （5）（1）の受給契約を締結している発電場所と同一の需要場所において、当社と次のいずれかの契約種別の電気需給契約を締結していること。
 - イ ぐっとずっと。プラン（スマートコース、シンプルコース、ナイトホリデーコース、電化 Style コース、ひる eco 電化コース）
 - ロ 時間帯別電灯（エコノミーナイト）
 - ハ ファミリータイム〔プランⅠ〕〔プランⅡ〕
- （6）（5）の電気需給契約が、当社の会員制WEBサイト「ぐっとずっと。クラブ」に登録されていないこと。
- （7）他の「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱」にもとづく付帯契約を締結していないこと。
- （8）WAON POINT を進呈できる WAON カードを保有していること。
- （9）WAON カードに記載の 16 桁の WAON 番号を当社およびイオンマーケティング株式会社またはイオンフィナンシャルサービス株式会社に提供できること。
- （10）2024年3月31日以前に、WAONプランへのお申込みが完了していること。

2 定義

この付帯要綱において用いる用語は、別に定めのない限り、原要綱に定める意味によるものといたします。

3 付帯要綱の変更

当社は、契約期間満了前であっても付帯要綱を変更することがあります。この場合に

は、付帯要綱に定める事項は、変更後の付帯要綱によります。

なお、この場合、当社は、付帯要綱の変更について、当社ホームページ上でのお知らせ等、適切な方法により、発電者にお知らせいたします。

4 付帯要綱にもとづく契約の申込み

- (1) 発電者が新たに付帯要綱にかかる契約（以下、「付帯契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめこの付帯要綱の内容を承認のうえ、当社カスタマーセンターへの電話により、WAON カードに記載の WAON 番号を当社に提供したうえで、申込みをしていただきます。
- (2) 発電者は、当社に提供した情報に誤りがあった場合または変更が生じた場合、自己の責任において、すみやかに当社へ連絡し、修正または変更していただきます。
- (3) 発電者が当社に提供した情報に虚偽または誤りがあったこと（WAON カードの変更に伴う当該情報の更新を怠った場合を含みますが、これに限りません。）により発電者の受けた損害について、当社は賠償の責めを負いません。

5 付帯契約の成立および契約期間

- (1) 付帯契約は、原則として、付帯契約の申込み後、1（適用条件）を満たした時点で成立したものといたします。

なお、付帯契約の申込み時点で、すでに1（適用条件）を満たしている場合には、原則として、申込日に成立したものといたします。

- (2) 付帯契約の期間は、付帯契約が成立した日から付帯契約成立の日が属する年度の末日までといたします。
- (3) 付帯契約の期間満了に先だって、発電者と当社のいずれからでも、付帯契約の終了について申入れを行わない場合は、付帯契約の期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

なお、7（付帯契約の終了）および8（付帯契約の解約）により付帯契約が終了した場合は、この限りではありません。

6 特典の進呈

付帯契約が成立した発電者に対して、原要綱16（受給料金）に定める料金の支払いに加え、特典として、次のプレミアムポイントを進呈いたします。

なお、初回に進呈するプレミアムポイントは、付帯契約が成立した日の直後の検針日において確定する受給電力量にもとづき算定いたします。

- (1) プレミアムポイントの進呈

イ 原受給契約におけるその1月の受給電力量1キロワット時あたり WAON POINT 1 ポイントを、プレミアムポイントとして、発電者から当社へ提供された WAON 番号の WAON カードへ進呈いたします。ただし、各種 JMB WAON は電子マネー「WAON」1 ポイントを付与します。また、WAON POINT はイオンマーケティング株式会社が定める WAON POINT サービス規約および WAON POINT に関する個人情報の取扱いに関する同意条項、電子マネー「WAON」はイオンフィナンシャルサービス株式会社が定める WAON 利用約款にもとづき、それぞれ進呈いたします。

なお、各規約または同意条項が変更された場合には、変更後の各規約または同意条項によります。

ロ プレミアムポイントは、原則として、検針日の属する月の翌月15日に進呈いたします。

(2) プレミアムポイントを進呈できない場合の取扱い

当社へ提供された WAON カードの WAON 番号の誤り等 (WAON 番号の変更に伴う情報の更新を怠った場合を含みますが、これに限りません。) により、(1) ロの進呈日に WAON POINT の進呈ができない場合の取扱いは、次のとおりといたします。

イ 当社が、WAON POINT の進呈が可能な WAON カードの WAON 番号を確認することができた場合には、確認することができた WAON カードへ、原則として、(1) ロに定める進呈日の翌月以降の15日に当該プレミアムポイントを進呈いたします。

ロ (1) ロの進呈日から1箇月以内に、当社が、WAON POINT の進呈が可能な WAON カードの WAON 番号を確認することができない場合には、付帯契約を解約いたします。この場合、付帯契約の解約時点で進呈が完了していないプレミアムポイントは、全て消滅するものといたします。

7 付帯契約の終了

(1) 発電者が付帯契約の終了を希望される場合には、3月の検針日の翌日から4月の検針日の前日までに、当社カスタマーセンターへの電話により申し出ていただきます。

当社は、原則として、発電者から申し出された時点で付帯契約を終了いたします。

(2) (1) により付帯契約を終了させる場合、付帯契約終了日の直前の検針日から付帯契約の終了日までの期間の受給電力量に対して、6 (特典の進呈) の特典は進呈いたしません。

(3) (1) により付帯契約が終了する場合、発電者と当社のいずれからも申し出がないときは、原受給契約は継続されるものといたします。

8 付帯契約の解約

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、発電者にあらかじめお知らせすることなく、付帯契約を解約いたします。

イ 1（適用条件）を満たさなくなった場合

ロ 6（特典の進呈）(2) ロに該当する場合

ハ 原受給契約が消滅した場合

ニ 発電者が反社会的勢力となった場合

ホ 発電者が反社会的行為を行った場合

(2) (1) により付帯契約が解約となった場合、付帯契約の解約日の直前の検針日から付帯契約の解約日までの期間の受給電力量に対して、6（特典の進呈）の特典は進呈いたしません。

(3) (1) により付帯契約が解約となった場合、その時点で進呈が完了していない6（特典の進呈）の特典は、全て消滅するものといたします。

(4) (1) イ、ロにより付帯契約が解約となった場合で、発電者と当社のいずれからもし出しがないときは、原受給契約は継続されるものといたします。

9 その他

付帯要綱に定めのない事項については、原要綱によるものといたします。

附 則

実施期日

この要綱は、２０２６年１０月１日から実施いたします。